２　前項の場合において、法第四十六条の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

３　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

［各号を削る。］

（届出書類の提出部数）

第二十一条の二　法第四十四条の四第二項、第四十五条第四項、第四十六条の三及び第四十六条の六第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第二十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［略］

二　第十九条の二第二項の書類

三　［略］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第３　（第22条関係）　［略］

二　廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがある場合（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）

三　廃止措置対象施設内に特定廃液又はガラス固化体が存在している場合

［項を加える。］

２　前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち使用済燃料、核燃料物質、使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス固化体の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　使用済燃料の受入施設

二　使用済燃料の貯蔵施設

三　製品貯蔵施設

四　計測制御系統施設

五　廃棄施設

六　放射線管理施設

七　動力装置及び非常用動力装置

（届出書類等の提出部数）

第二十一条の二　法第四十四条の四第二項、法第四十六条の三又は法第四十六条の六第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第二十二条　法第五十条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第二十三条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第二十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第四の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［同上］

二　第十九条の二の二第二項の書類

三　［同上］

別記様式第２の２　（第22条関係）　［略］

別記様式第２の３　（第22条関係）　［略］

別記様式第３　（第22条関係）　［略］

別記様式第４　（第24条関係）　［同上］